




| 事 項 | 具体的な対応 |
|---|---|
| <p>1 教職員、児童生徒に感染又は感染の疑いが発生</p>  | <p>(1)感染又は感染の疑いがある教職員は学校長に状況報告する。 【報告内容】 ア 感染警戒地域に行った等、感染の疑いのある行動に関すること。 イ PCR 検査を実施した事実 など。 ウ PCR 検査の結果。(分かり次第速やかに学校長に連絡する。休日・時間外であってもすぐに報告) (2) 感染又は感染の疑いがある児童生徒については、保護者からの連絡を求め、同意が得られた場合、(1)と同様の対応を求める。</p> |
| <p>2 感染者への指示</p>  | <p>(1)保健所等の指示があるまで、外出や人と会うことを控えるよう要請する。</p> |
| <p>3 市教委への報告</p>  | <p>(1)学校長は、感染又は感染の疑いの状況(概要)を速やかに第一報する。(報告様式1) (2)同時に、学校長は、第一報の状況を当該校の全教職員で共有する。(守秘義務等の確認)</p> |
| <p>4 市教委との協議並びに指示</p> <p>【協議・指示事項】 (1)濃厚接触者の有無及び特定 (2)校内消毒作業の進め方 (3)臨時休業期間の決定 (4)当該校の教職員の服務 (5)休業期間の学習保障 (6)その他</p> | <p>(1)濃厚接触者の有無・範囲の特定や検査等については、保健所が実施する。保健所からの指示に従い、具体的に対処する。 (2)消毒作業については、市教委が実施する。 必要に応じて、当該校の教職員による応援態勢を構築すること。 また、消毒する場所等が分かる平面図等を準備すること。 ※別紙「消毒マニュアル」参照 (3)臨時休業期間の決定 ・教職員、児童生徒に感染が判明した時点で、児童生徒が在籍している場合は、翌日からの臨時休業の連絡・指示をした後、速やかに下校させる。(各校で安全な帰宅方法を確認しておく。) ・臨時休業期間については、濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で、市教委と学校が保健所や学校医等と協議のうえ決定する。(概ね3日程度を目安とする) ※原則、感染者の発生後、学校内の濃厚接触者の有無が特定され、濃厚接触者の陰性が確認されるまでとするが、教職員に濃厚接触者が多数いるなど、学校運営上の体制整備に時間を要する場合は、期間を延長することもあり得る。 (4)当該校の教職員の服務 ・当該校の教職員については、臨時休業開始から保健所による濃厚接触者が特定されるまでは出勤せず、不要不急の外出を控えるものとする。なお、この期間は、職務専念義務を免除するものとする。(ただし、市教委、保健所等からの照会に対応できる体制をとること。) ・濃厚接触者に特定された教職員は、保健所が指示する期間、職</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>務専念義務の免除により出勤させない。 ・濃厚接触者に特定されなかった教職員は、その確認以降、教育委員会の指示に従うものとする。</p> <p>(5)休業期間の学習保障 各校の実態に合わせて、できる限り学びの機会の保障に努める。休業期間が長期化する場合には、オンラインによる指導等も検討する。</p> <p>(6)その他 ・上記の内容は、適宜保護者あてに通知する。 ・電話対応を統一して行う。(窓口の一本化、QAの作成 等) ・人権的な配慮について、PTAとも連携し、保護者・地域へ協力を依頼する。 ・学校再開時の対応を共通理解する。(感染防止策の徹底・心のケア・人権的な配慮 等)</p> |
| <p>5 その他</p> | <p>教職員及び児童生徒において感染者が確認され、臨時休業を実施することとなった際には、事実確認ができ次第、保護者等への連絡を行う。</p> <p>(1)当該校は、臨時休業が実施されることについて、保護者に対しメール等により周知する。 ※保護者メール文例</p> <div data-bbox="528 1055 1441 1532" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【件名】 新型コロナウイルス感染症に係る対応について</p> <p>【本文】 令和〇年〇月〇日(〇)、本校生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明いたしました。 保健所による疫学調査(濃厚接触者を特定するための調査)の結果、本校生徒、教職員の濃厚接触者はいないことが確認されています。 本日より〇月〇日(〇)までの期間を臨時休業といたします。 学校施設の消毒作業を行い、〇月〇日(〇)から学校を再開する予定です。 なお、本件に係る情報の取り扱いにつきましては、当該生徒に風評被害が生じないよう、ご配慮をお願いいたします。</p> </div> <p>(2)津山市教育委員会は、報道連絡を行う。</p> <p>【公表内容】</p> <p>①感染者の勤務・在学する学校名 ②性別 ③年代 ④居住地「市内在住」等 ⑤行動歴等 発熱日、症状、出勤状況、感染経路(判明している場合)、現在の状況(入院等) ⑥濃厚接触者の状況 人数、PCR検査受検予定、措置状況(自宅待機) 等 ⑦今後の対応(臨時休業の実施期間 等) ※②～⑥については、県の発表に準ずる。</p> |

